船舶事故等調査報告書

平成２６年７月２４日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１３広第１１１号
事故等種類	衝突
発生日時	平成２５年６月１４日　１７時００分ごろ
発生場所	香川県さぬき市大串埼北東方沖 大串埼沖灯標から真方位０４１°１．３海里付近 （概位　北緯３４°２３．２′　東経１３４°１３．７′）
事故等調査の経過	平成２５年６月２０日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　漁船　順栄丸（じゅんえい）、４．９トン ＫＡ３－２８６７８（漁船登録番号）、個人所有 Ｂ　漁船　祐盛丸（ゆうせい）、４．８トン ＫＡ３－２４８８３（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、二級小型船舶操縦士 Ｂ　船長Ｂ、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	Ａ　右舷船首防舷材に擦過傷、右舷船首かんぬきに破損 Ｂ　右舷船首防舷材に擦過傷、船首オーニングに曲損
事故等の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、大串埼北東方沖を約６．０ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵によって西進中、船長Ａが、操舵室による船首方の死角（視界が制限される状態）が生じていたものの、周囲を見て船首方に他船がいないものと思い、右舷船尾甲板で漁獲物の選別作業を行っていたところ、平成２５年６月１４日１７時００分ごろ、大串埼北東方沖において、Ａ船の右舷船首部とＢ船の右舷船首部とが衝突した。 Ｂ船は、船長Ｂほか２人が乗り組み、船長Ｂが、大串埼北東方沖を約２．０kn の速力で東進し、操業を行っていたところ、前方に反航するＡ船を認め、操業中のＢ船をＡ船が避航してくれるものと思い、針路及び速力を保持して操業を続け、Ａ船が接近するので、右舵を取ったが、Ｂ船とＡ船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風力　１、視界　良好 海象：潮汐　下げ潮の中央期
その他の事項	船長Ａは、漁獲物の選別作業中、船首に行くなどして死角を解消せずに航行を続けていた。 船長Ａは救命胴衣を着用していなかった。

分析 　乗組員等の関与 　船体・機関等の関与 　気象・海象の関与 　判明した事項の解析	 Ａ　あり、Ｂ　あり Ａ　あり、Ｂ　なし Ａ　なし、Ｂ　なし 　Ａ船は、大串埼北東方沖を西進中、船長Ａが、船首方に他船がいないものと思い込み、船尾甲板で漁獲物の選別作業を行っていたことから、Ｂ船に気付かず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 　Ｂ船は、大串埼北東方沖を東進中、船長Ｂが、Ａ船を認めたものの、Ａ船が操業中のＢ船を避航してくれるものと思い、針路及び速力を保持して航行したことから、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、大串埼北東方沖において、Ａ船が西進中、Ｂ船が東進中、船長Ａが船尾甲板で漁獲物の選別作業を行い、また、船長Ｂが、船首方から接近するＡ船を認めたものの、針路及び速力を保持して航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 　・漁獲物の選別を行う際も、常時適切な見張りを行うこと。